

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………（総務部総務課）	24
○家畜伝染病検査の命令（４件）……………（畜産振興課）	24
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課）	26
○土地改良区連合の役員の就任の届出……………（農業施設管理課）	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	27
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	27
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	27

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	28
○特定調達契約に係る落札者等の公示（３件）……………	29

告 示

北海道告示第470号

平成24年北海道告示第452号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 の(3)のキの(イ)の事項中「10,000㎡以上」を「5,000㎡以上」に改める。

北海道告示第471号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成24年 7 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実 施 の 期 日 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
滝 川 市	平成24年10月22日から12月 7 日まで
深 川 市	同 9 月10日から11月16日まで
長 沼 町	同
北 広 島 市	同 10月 8 日から11月30日まで
石 狩 市	同 9 月10日から10月19日まで
当 別 町	同 9 月17日から10月31日まで
黒 松 内 町	同 10月15日から12月14日まで
豊 浦 町	同 8 月27日から平成25年 3 月29日まで
洞 爺 湖 町	同
安 平 町	同
日 高 町	同 9 月 3 日から12月13日まで
松 前 町	平成25年 1 月 7 日から 2 月28日まで
七 飯 町	同 1 月15日から 3 月 8 日まで
森 町	平成24年 8 月20日から10月 5 日まで
東 神 楽 町	同 9 月 3 日から12月14日まで
占 冠 村	同
音 威 子 府 村	同
浜 頓 別 町	同 10月22日から12月18日まで
紋 別 市	同 10月 9 日から平成25年 1 月11日まで
美 幌 町	平成25年 1 月15日から 3 月29日まで
訓 子 府 町	同 1 月28日から 3 月29日まで
佐 呂 間 町	平成24年 9 月 3 日から12月 7 日まで
遠 軽 町	同 10月 9 日から11月30日まで
滝 上 町	同 9 月24日から平成25年 3 月29日まで
新 得 町	同 9 月18日から11月22日まで
清 水 町	平成25年 2 月12日から 3 月29日まで
広 尾 町	平成24年 9 月 3 日から11月 9 日まで
足 寄 町	同 10月 1 日から12月21日まで
陸 別 町	同 10月29日から平成25年 1 月11日まで
釧 路 市	同 10月22日から平成25年 2 月 8 日まで
浜 中 町	同 9 月10日から平成25年 2 月 8 日まで
白 糠 町	同 10月29日から平成25年 2 月 8 日まで

別海町同 9月18日から平成25年2月28日まで		市町村名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)	
(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		滝川市 平成24年10月22日から12月7日まで	
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。		深川市 同 9月10日から11月16日まで	
2(1) 実施の目的		長沼町 同	
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため		月形町 同 10月22日から12月7日まで	
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日		石狩市 同 11月1日から12月21日まで	
実施する区域の実施の期日		黒松内町 同 10月15日から12月14日まで	
市町村名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)		白老町 同 9月3日から平成25年3月29日まで	
松前町 平成25年1月7日から2月28日まで		日高町 同 9月3日から12月13日まで	
七飯町 同 1月15日から3月8日まで		松前町 平成25年1月7日から2月28日まで	
森町 平成24年8月20日から10月5日まで		七飯町 同 1月15日から3月8日まで	
東神楽町 同 9月3日から12月14日まで		森町 平成24年8月20日から10月5日まで	
占冠村 同		江差町 同 10月15日から平成25年1月11日まで	
音威子府村 同		上ノ国町 同	
(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		厚沢部町 同	
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。		乙部町 同	
3 実施の方法		今金町 同	
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		東神楽町 同 9月3日から12月14日まで	
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。		占冠村 同	
北海道告示第472号		音威子府村 同	
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。		浜頓別町 同 10月22日から12月18日まで	
平成24年7月13日		紋別市 同 10月9日から平成25年1月11日まで	
北海道知事 高橋 はるみ		美幌町 平成25年1月15日から3月29日まで	
1 実施の目的		訓子府町 同 1月28日から3月29日まで	
牛のヨーネ病の発生予防のため		佐呂間町 平成24年9月3日から12月7日まで	
2 実施する区域の市町村名及び実施の期日		遠軽町 同 10月9日から11月30日まで	
実施する区域の実施の期日		滝上町 同 9月24日から平成25年3月29日まで	
		大樹町 同 10月22日から12月21日まで	
		池田町 平成25年1月7日から3月15日まで	
		浦幌町 平成24年9月10日から平成25年3月29日まで	
		釧路市 同 10月22日から平成25年2月8日まで	
		浜中町 同 9月10日から平成25年2月8日まで	
		白糠町 同 10月29日から平成25年2月8日まで	
		別海町 同 9月18日から平成25年2月28日まで	
		3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。 4 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。 北海道告示第473号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成24年7月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 実施の目的 牛の結核病の発生予防のため (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日 <table><thead><tr><th>実施する区域の市町村名</th><th>実施の期日</th></tr></thead><tbody><tr><td>八雲町</td><td>平成24年10月1日から12月7日まで</td></tr><tr><td>士別市</td><td>同 9月3日から12月14日まで</td></tr><tr><td>遠別町</td><td>同 9月3日から11月30日まで</td></tr><tr><td>幌延町</td><td>同 9月1日から11月26日まで</td></tr><tr><td>雄武町</td><td>同 10月1日から平成25年1月11日まで</td></tr><tr><td>音更町</td><td>同 11月12日から平成25年2月1日まで</td></tr><tr><td>士幌町</td><td>同 9月24日から12月21日まで</td></tr><tr><td>上士幌町</td><td>同 10月29日から平成25年2月1日まで</td></tr><tr><td>清水町</td><td>同 9月3日から12月7日まで</td></tr><tr><td>更別村</td><td>平成25年1月21日から3月29日まで</td></tr><tr><td>幕別町</td><td>同</td></tr><tr><td>別海町</td><td>平成24年10月1日から平成25年3月15日まで</td></tr></tbody></table> (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。 2(1) 実施の目的 牛の結核病の発生予防のため (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日	実施する区域の市町村名	実施の期日	八雲町	平成24年10月1日から12月7日まで	士別市	同 9月3日から12月14日まで	遠別町	同 9月3日から11月30日まで	幌延町	同 9月1日から11月26日まで	雄武町	同 10月1日から平成25年1月11日まで	音更町	同 11月12日から平成25年2月1日まで	士幌町	同 9月24日から12月21日まで	上士幌町	同 10月29日から平成25年2月1日まで	清水町	同 9月3日から12月7日まで	更別村	平成25年1月21日から3月29日まで	幕別町	同	別海町	平成24年10月1日から平成25年3月15日まで	実施する区域の市町村名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） 士別市 平成24年9月3日から12月14日まで (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で種付けの用に供する雄牛 3 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。 北海道告示第474号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家さんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成24年7月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 実施の目的 家さんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 <table><thead><tr><th>実施する区域の市町村名</th><th>実施の期日</th></tr></thead><tbody><tr><td>由仁町</td><td>平成24年9月3日から平成25年3月29日まで</td></tr><tr><td>北見市</td><td>同</td></tr></tbody></table> 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏 4 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。 北海道告示第475号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。 平成24年7月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 土地改良区名 土地改良施設名 管理規程の概要	実施する区域の市町村名	実施の期日	由仁町	平成24年9月3日から平成25年3月29日まで	北見市	同
実施する区域の市町村名	実施の期日																																
八雲町	平成24年10月1日から12月7日まで																																
士別市	同 9月3日から12月14日まで																																
遠別町	同 9月3日から11月30日まで																																
幌延町	同 9月1日から11月26日まで																																
雄武町	同 10月1日から平成25年1月11日まで																																
音更町	同 11月12日から平成25年2月1日まで																																
士幌町	同 9月24日から12月21日まで																																
上士幌町	同 10月29日から平成25年2月1日まで																																
清水町	同 9月3日から12月7日まで																																
更別村	平成25年1月21日から3月29日まで																																
幕別町	同																																
別海町	平成24年10月1日から平成25年3月15日まで																																
実施する区域の市町村名	実施の期日																																
由仁町	平成24年9月3日から平成25年3月29日まで																																
北見市	同																																

江部乙土地改良区	旭 沢 1 号 貯 水 池	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	江部乙 1 号貯水池	同
同	江部乙 2 号貯水池	同
同	江部乙 3 号貯水池	同
同	江部乙 4 号貯水池	同

北海道告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成24年 7 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成24. 6. 26	理 事	植 松 義 則	江別市東野幌720番地の34

北海道告示第477号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年 7 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字^{かん}辺溪550（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源の涵養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字辺溪550（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事

業を認可した。	
平成24年 7 月13日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 施 行 者 の 名 称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・4・80号清田通）
(3) 事 業 施 行 期 間	平成24年 7 月13日から平成30年 3 月31日まで
(4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）	札幌市清田区清田 3 条 1 丁目、清田 4 条 1 丁目、清田 4 条 2 丁目、清田 5 条 1 丁目、清田 5 条 2 丁目地内
2(1) 施 行 者 の 名 称	函館市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	函館圏都市計画道路事業（3・4・66号日吉中央通）
(3) 事 業 施 行 期 間	平成24年 7 月13日から平成29年 3 月31日まで
(4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）	函館市日吉町 4 丁目地内
北海道告示第479号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。	
平成24年 7 月13日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 施 行 者 の 名 称	帯広市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（8・3・4号啓北グリーンロード）
(3) 事 業 施 行 期 間	平成21年 4 月 7 日から平成26年 3 月31日まで
(4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）	平成23年北海道告示第323号の事業地のうち帯広市西 8 条北 4 丁目地内において事業地を変更する。
2(1) 施 行 者 の 名 称	帯広市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・4・29号木賊原通）
(3) 事 業 施 行 期 間	平成23年 5 月 6 日から平成30年 3 月31日まで
(4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）	平成23年北海道告示第322号の事業地のうち帯広市西10条北 4 丁目、西10条北 5 丁目、西 9 条北 4 丁目、西 8 条北 3 丁目、西 8 条北 4 丁目、西 7 条北 3 丁目及び西 7 条北 4 丁目地内において事業地を変更する。
(使 用 の 部 分)	西10条北 4 丁目、西 9 条北 4 丁目、西 8 条北 4 丁目、西 7 条北 4 丁目地内

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道空知総合振興局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月13日

北海道空知総合振興局長 武田 裕二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
モノクロ複合機の交換契約 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成24年9月30日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年7月13日から同年8月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局1階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課）
- (2) 入札日時 平成24年8月24日（金）午後2時（送付による場合は、同月23日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 複写機 5台
- (2) 予定時期 平成25年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道空知総合振興局地域政策部総務課に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局の入札のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次

による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目
電話番号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : MultiFunctionPrinter/Product/
Peripheral 1
B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 24, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than August 23, 2012)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo, Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道宗谷総合振興局告示第 4 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年 7 月13日

北海道宗谷総合振興局長 吉 田 浩 史

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪トラック (10 t 級) 1 台
(除雪トラック 1 台 (10 t 級) と交換)
(2)ア ロータリ除雪車 (2.6m・3,400 t／h 級) 1 台
イ ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t／h 級) 1 台
(ロータリ除雪車 2 台 (400 P S 級 1 台及び300 P S 級 1 台) と交換)

2 落札を決定した日

平成24年 7 月 5 日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 札幌市中央区宮の森 2 条 1 丁目 2 番55号
イ 住 所 北海道いすゞ自動車株式会社
(2)ア 氏 名 札幌市手稲区稲穂 3 条 6 丁目 4 番38号
イ 住 所 株式会社日本除雪機製作所

4 落札金額

- (1) 37,800,000円
(2) 60,249,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年 5 月25日付け北海道宗谷総合振興局告示第 1 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 稚内市末広 4 丁目 2 番27号

北海道釧路総合振興局告示第 5 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年 7 月13日

北海道釧路総合振興局長 村 井 悟

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

自動車 (公物管理パトロールカー) の賃貸借 7 台 一式

2 落札を決定した日

平成24年 6 月29日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース釧路
(2) 住 所 釧路市栄町12丁目 1 番地 1

4 落札金額

321,930円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年 5 月18日付け北海道釧路総合振興局告示第 1 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 釧路市双葉町 6 番10号

北海道釧路総合振興局告示第 6 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年7月13日

北海道釧路総合振興局長 村 井 悟

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード付き) 1 台

(2) 除雪トラック ア その1 (アングリングプラウ付きほか) 1台 イ その2 (アングリング路面整正装置付きほか) 1台 (除雪トラック2台(10トン級6×6専用型2台)と交換) (3) 除雪トラック(10トン級6×6専用型、アングリング路面整正装置付きほか) 1台 (4) 凍結防止剤散布車(自走6輪駆動、湿式4.0㎡級、溶液供給装置付きほか) 1台 (凍結防止剤散布機(2.0㎡級車載式) 1台と交換) 2 落札を決定した日 平成24年7月5日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 コマツ道東株式会社 イ 住 所 帯広市西24条北1丁目3番4号 (2)ア 氏 名 東北海道いすゞ自動車株式会社 イ 住 所 帯広市大通南7丁目8番地 (3)ア 氏 名 東北海道日野自動車株式会社 イ 住 所 帯広市西19条北1丁目7番6号 (4)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号 4 落札金額 (1) 25,966,500円 (2) 71,347,500円 (3) 39,816,000円 (4) 39,847,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年5月25日付け北海道釧路総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町6番10号	
---	--